

町県民税、 所得税の申告はお早めに！

申告期間は 2 / 17(月) ~ 3 / 17(月)

今年も町県民税および所得税の申告時期が近づきました。確定申告は、町民の皆さんに平成25年の所得を申告してもらうものです。

期限が近づくと込み合いますので、必要な書類を早めに準備し、町県民税は税務課に、所得税は小田原税務署または税務課に申告してください。

○給与所得を2か所以上から受けていた方
○昨年中に所得がなかった方
○町・県民税の申告が必要で、種控除（生命保険料、医療費、扶養など）を追加する場合は、町県民税の申告が必要です。

○町・県民税の申告が必要な方
○町・県民税、所得税
○小田原税務署
☎0465-3514511
・所得税、贈与税、住宅取得控除、消費税

○町・県民税の申告が必要な方
○住民登録の有無にかかわらず平成26年1月1日現在町内に在住し、25年中に所得（給与、事業、不動産、年金、恩給、配当など）があった方
○給与所得者で、給与以外の所得があった方

町・県民税の申告が必要な方

○税務署に確定申告書を提出する方
○給与所得者で給与以外の所得がなく、町県民税が給与から特別徴収されている方
○昨年中に、家族の扶養控除となっていない方
※平成24年から、公的年金などの収入額が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の場合、所得税について確定申告の必要がなくなりました。ただし、医療費控除などによる、所得税の還付を受けるための確定申告書については、提出することができます。

また、確定申告が不要の場合でも、町県民税の課税において「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除）以外の各種控除（生命保険料、医療費、扶養など）を追加する場合は、町県民税の申告が必要です。

収入がないのに申告書が届いた方

申告書は、住民基本台帳に基づき、昨年の申告状況や収入状況などを参考に送付しています。主婦や学生、病気などで所得がなかった方は、その旨を記入し提出してください。

収入がないのに申告書が届いた方
申告書は、住民基本台帳に基づき、昨年の申告状況や収入状況などを参考に送付しています。主婦や学生、病気などで所得がなかった方は、その旨を記入し提出してください。

申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」でも作成できます。

申告・納税・申請全ておまかせ e-Tax
詳しくは 検索

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

還付申告すると所得税が戻ります

給与や年金から所得税が源泉徴収されている方は、次の場合所得税が戻ります。

●年末調整に控除が間に合わなかった場合

対象 扶養控除や社会保険料、生命保険料などの控除が年末調整に間に合わなかった方
申告に要するもの 源泉徴収票や保険料の支払証明書など

医療費控除

●医療費控除
対象の医療費 平成25年中に、本人または本人と生計を共にする親族のために支払った医療費
控除額 保険金などで補てんされる分を差し引いた金額から、総所得の5%または10万円の、いずれか少ない金額を差し引いた額
控除限度額 200万円
申告に要するもの 領収書など
※事前に、領収書を病院ごとに集計し一覧表を作成してください

小田原税務署への申告が必要な税目・受付期間

○贈与税（納税）
2月3日(月)～3月17日(月)
○個人事業者の消費税
3月31日(月)まで

国民年金法の一部が改正されました

国民年金法の一部改正により、4月から保険料の前納、付加保険料、免除申請手続きが次のとおり変更されます。

保険料の前納

現在の前納（1か月、6か月、1年）に加え、より割引率の高い2年前納が設けられることになりました。
2年前納は、口座振替限定となります。

付加保険料

納期限を過ぎてしまった場合、従来は加入辞退とみなされ、再開するためには改めて手続きが必要でしたが、改正後は過去2年分までさかのぼって納付できるようにになりました。
対象となるのは、平成26年3月分以降の付加保険料です。

保険料免除申請

改正後は過去2年分までさかのぼって免除申請が可能となります。

照会先 小田原年金事務所
☎0465-2211394

～確定申告の申告および相談窓口～

日	月	火	水	木	金	土
	2/17	2/18	2/19	2/20	2/21	2/22
	湯本	温泉	仙石原	仙石原	仙石原	仙石原
2/23	2/24	2/25	2/26	2/27	2/28	3/1
湯本	箱根	湯本	湯本	宮城野	宮城野	宮城野
3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8
—	仙石原	仙石原	仙石原	湯本	温泉	湯本
3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	3/14	3/15
—	湯本	宮城野	宮城野	箱根	湯本	湯本
3/16	3/17					
湯本	湯本					

場所
・湯本…役場分庁舎（2/23、3/8・15・16は役場本庁舎住民ホール）
・温泉…温泉公民館
・仙石原…仙石原文化センター
・宮城野…宮城野公民館
・箱根…箱根出張所

受付時間 9時～16時（役場分庁舎は17時15分まで）
《(公社)小田原青色申告会による所得税の申告指導》☎0465-24-2611

日時（受付時間）	場所
2/1(土)～3/17(月)	青色会館5階（旧県合同庁舎） （小田原市本町2-3-24）

《小田原税務署》☎0465-35-4511

日時	受付	相談
2/17(月)～3/17(月) （土・日曜日を除く。ただし、2/23(日)、3/2(日)は開設）	8時30分から （提出は17時まで）	9時～17時

※還付申告は2/14(金)以前でも受け付けています。
詳細は、小田原税務署にお問い合わせください。

～新たなる門出を祝って～

平成26年箱根町成人式



会が、実行委員の元気な「乾杯」の歌と掛け声に合わせて始まりました。久しぶりに再会した同級生同士、祝いに駆けつけた恩師や来賓の方々、町の関係者らとともに和やかな雰囲気の中、今年も新成人の箱根に関するプレゼンやビンゴ大会で盛り上がりました。それぞれ違った道を歩んでいる同級生が一堂に会し、思い出話や近況報告などに花を咲かせ、将来の夢を語り合う姿が見られました。

箱根ホテル小涌園で、1月13日、「軌跡」をキャッチフレーズに成人式が開催され、147人が晴れて大人の仲間入りをし、新しい第一歩を力強く踏み出しました。式典では山口昇士町長、町教育委員会唐澤久雄委員長、また、来賓を代表して町議会西村和夫議長から祝辞が送られました。また、新成人を代表して佐藤良亮さん（宮城野）から、成人となった抱負が発表されました。式典終了後には、成人式実行委員会の企画・運営による「What's Hatachi?」と題した交流



小学生新聞展

小学生が身近な出来事や地域のことを新聞記事にしました。

子どもたちの熱い思いが詰まった力作を、ぜひ見に来てください。

期間 2月17日(月)～3月6日(休)

場所
・役場本庁舎住民ホール
・さくら館
・仙石原文化センター
・箱根出張所
・湯本小学校
・箱根の森小学校
・仙石原小学校
・社会教育センター（18日(火)から）

内容 町立小学校の児童が作成した地域新聞の展示
照会先 教育委員会
学校教育課☎85-7600

